

令和8年度 八女市立立花小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめ問題に関する基本的な考え方

<いじめ防対法におけるいじめの定義>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめに関する基本的な考え方>

(1) いじめの基本認識

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。」と捉える。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

視点1：いじめ未然防止のための取組

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものと認識した上で、未然防止に取り組む。未然防止は、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基本となる。特に、児童の居場所づくり、絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。特に、次の7つのことを重視する。

- ①「わかる授業づくり」を通じた未然防止
- ②道徳教育の充実
- ③学習規律の徹底と互いの授業参観
- ④児童に対する適切な言葉かけ（不適切な言動や差別的な発言をしない）
- ⑤友人関係、集団づくり、社会性の育成
- ⑥自己有用感を獲得できるような場や機会の設定
- ⑦外部講師等の招聘による校内研修会の充実

視点2：早期発見・早期対応、教育相談体制づくり

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査（在籍する児童全員に対して）
 - 児童へのアンケート調査（毎月実施）
 - アンケート調査をもとにした聞き取り及び指導・観察
 - 早期発見「チェックリスト」の活用
 - いじめ問題に特化した無記名アンケートの実施（年3回7, 10, 12月に実施）
 - 教育相談を通じた聞き取り調査及び指導（年5回4, 6, 9, 11, 2月に実施）
 - 3～6年生は学級適応感尺度（5月・9月・1月）を実施 ※タブレット入力
- (2) 児童や保護者からのいじめ相談体制
 - スクールカウンセラーの活用
 - 相談ポスト「みんなの声」の設置

- (3) 規範意識育成学習会の計画・・・健康教育との関連
 - 「望ましい行動の促進」（小5～中3，小3・小4）
 - 「インターネットの適正利用」（小5～中3，小3・小4）
 - 「非行防止」（小5～中3）
- (4) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - 保護者との情報共有
 - 連絡会や研修における児童理解の充実，共通理解
 - いじめの早期発見・早期対応に関する研修，実践事例研究，子ども理解研修の実施

視点3：生徒指導体制の構築

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長，教頭，主幹教諭（教務主任），生徒指導担当，特別支援コーディネーター，養護教諭，児童生徒支援加配，人権・同和担当者，（スクールカウンセラー，SSW）

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（児童及び保護者へのアンケート調査，教育相談等）
- ②いじめの防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響，その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること
- ⑤不登校兆候及び不登校児童の現状や対応等の情報共有

〈開催〉

- 月1回を定例会（月末または月初めの水曜日）とする
- いじめ事案が発生した時

〈いじめ発生時の措置〉

- ①いじめに係る相談を受けた場合は，速やかに校長に報告し，対応等の共通理解を図り，当該児童への事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は，速やかにいじめをやめさせ，その再発防止のため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導，及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた児童が，安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは，保護者と連携をとりながら，別室等において，一定期間，学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないように，関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については，教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

視点4：SOS出し方教育の実施

- (1) SOSを出す方法には様々あり，身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さについて指導する。（適時，各学級や全校朝会等で）
 - 校内で行われるアンケート調査や相談ポスト「みんなの声」で
 - 担任との教育相談や保健室での養護教諭との対話で
 - 相談電話やラインで（文部科学省や福岡県）
 - 家族との会話で
- (2) 中学校への進学にあたり悩みへの対処方法等を指導助言する。
 - ※1月～3月の間の学活で5・6年生を対象
 - SCを活用して
 - 中学校の先生を活用して

視点5：保護者，地域への情報発信と連携体制

- (1) 保護者や地域の人たちへの働きかけ
 - PTA総会や学級懇談会時における話（未然防止，早期発見，早期対応，相談等）

- 学校便り，学級便りによる理解啓発
 - 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識醸成事業（小3・小4 年間2回実施）
（小5～中3 年間3回実施）
 - 保護者・地域住民による見守り（民生委員・児童委員等への働きかけ）
 - 保護者アクション3の活用
- (2) 警察等との連携
- 光友，辺春駐在所員との情報共有
 - 学校サポーターとの連携

視点6：校内研修の充実

- (1) 児童理解
- 年度当初における児童の共通理解
 - 週1回の木曜日の連絡会における児童の事象の情報共有
 - 家庭訪問・玄関訪問後の情報の共有と共通理解
- (2) 校内研修会の充実
- 子ども理解研修
 - いじめの早期発見・早期対応に関する研修
 - 福岡アクション3を活用した研修
 - 実践事例研究

〈重大事態への対応〉

いじめ等による生命・心身又は財産に重大な被害（児童が自殺を企図した場合，身体に重大な障害を負わせた場合，金品等に重大な被害を被った場合，精神性の疾患を発症した場合）が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合には，次の対処をとる。

- ①迅速に事実関係を明確にするための調査に着手する。因果関係の特定を急がず，いじめ対策防止推進法の主旨に乗っ取り，可能な限り客観的な事実関係（5W1H，職員の対応等）を調査し整理する。
- ②重大事態が発生した旨を，速やかに八女市教育委員会に報告すると共に，八女警察署に相談する。
- ③八女市教育委員会と協議の上，当該重大事態に対処する組織を設置する。
- ④組織を中心とし，八女市教育委員会の指示に従いながら，事実関係を明確にするための調査を進める。
- ⑤調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に，いじめをした児童の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し，連携して対処する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

○本年度の具体的な取組

(1) 本校の実態（課題）

元気で明るくのびのびと活動し、楽しく学校生活を送ることができる児童が多い。また、気持ちのよいあいさつができる児童が増えてきており、学校生活の中で友だちと一緒に協力して、学習したり行事等に取り組んだりするなど、かかわり合う力が育ちつつある。しかし、友達的心情に十分共感できなかつたり、規範意識が十分に育っておらず自分本位な言動で周囲に迷惑をかけたりする児童もいる。また、自分の言動を客観的に捉えられなかつたり、友達の良い言動を見ても注意することができなかつたりする児童がいることも課題である。

(2) 本校の取組

学校におけるいじめ防止は、次の4点を重視する。

- ア 最重点目標として、「いじめは人として絶対に許されない」という認識を持たせ、いじめや卑怯なふるまいをしない、はやし立てない、見過ごさないことを掲げ、その実現に向けて組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を培うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動、ふれあい班活動等の充実を図る。
- ウ 人権学習や人権週間等における指導・取組や、日常の授業における話し合いによる合意形成や意思決定の場の設定を通して、多様性や互いのよさを認め合える態度の育成を図る。
- エ 児童の悩みを受け取るために、日頃から全人格的な接し方を心がけ、児童と深い信頼関係を築くことに努めるとともに、些細な悩みも真剣に受け止め、教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。

特に、本年度は、下記のことを重点取組とし、いじめの未然防止に努める。

日常生活における双方向の挨拶、優しい言葉づかいの指導と児童同士、職員による児童の「さん」づけの徹底を通して、相手を大切にすることを醸成する。

また、インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策については、児童及び保護者へ、インターネットの特性「即時性（繋がる）」「公開性（見せる）」「流出性（広まる）」「記録性（残る）」「非対面性（伝わりにくい）」について伝え、規範意識・人権意識を高めしていく。これらを介して行われるいじめを防止し、さらに効果的に対処できるように、年間計画の中にインターネットや携帯電話等の情報モラルについての学習を位置づけたり、地区懇談会や学級懇談会を通して保護者へ啓発を行ったりする。さらに、立花中学校と連携し、情報を共有するとともに指導に対して共通実践を行う。

(3) 目標達成に向けての手立て

- 生活力向上育成班において、児童の実態把握（児童の自己評価や教師評価の結果の検討や学校生活の観察等）、共通実践の立案、取組後の評価を行うとともに、職員会議や連絡会を活用し、児童の情報共有及び職員の共通理解のもと、全職員で共通実践を行う。
- 児童のアンケート調査に出てきた事案について、丁寧に聴き取って対応し、当事者同士が納得する解決を図る。

(4) 評価

P D C Aサイクルの考え方に従い、年に6回、児童による自己評価、教師評価アンケートを実施し、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅を目指す取組を強化する。